

藤里町における産業振興施策促進事項

平成30年8月23日作成

秋田県 藤里町

I. 産業振興施策促進区域

山村振興法に基づき指定されている振興山村である藤里町全域を産業振興施策促進区域とする。

II. 産業振興施策促進期間

産業振興施策促進事項に掲げられた取組については、平成30年8月23日から平成35年3月31日まで行うこととする。

III. 産業振興施策促進区域における産業の振興を促進する上での課題

(1) 藤里町の産業の現状

(全般)

藤里町は、秋田県の北部に位置し、青森県との県境一帯は標高1,000mを超える山並みが連なる白神山地である。面積は282.13km²と広大だが、北部一帯は米代西部森林管理署が管轄する国有林で、その面積は182.7km²と全面積の64.8%を占めている。

地形的には、東部が北秋田市、西は八峰町、能代市の一部に山岳丘陵地帯で接し、南は能代市二ツ井町に通じている。白神山地に水源を発する藤琴川・粕毛川は中心部である藤琴でY字形で合流し、約8kmで米代川へと通じている。

また、藤琴川上流の白石沢は、青森県西目屋村・弘前市へ通じる奥地産業開発道路の開通(平成6年、平成7年4月から県道)により、袋小路が解消された。

支流の黒石沢は清冽な流れと、ブナ観察学習林としての岳岱自然観察教育林や田苗代湿原が保全され、誰でも容易にブナ林・亜高山植物・湿性植物の観察ができ、ハイカーにとって人気のコースとなっている。

一方、粕毛川源流部は自然保護問題で全国的に脚光を浴び、林野庁の森林生態系保護地域、環境庁の自然環境保全地域に指定され、平成5年12月に屋久島と共に、日本で初めて世界自然遺産に登録された広大なブナ原生林核心部であり、容易に人を寄せつけない自然度を保っている。その流域には素波里多目的ダムや環境庁指定の素波里国民休養地が整備され、キャンプ等のアウトドアやレジャーで多くの観光客に親しまれており、その下流は河岸段丘に農地が拓けて変化に富んでいる。

(農業)

農業については、耕地面積は730ha、内訳は田が693ha、畑が35ha、果樹地が2haとなっており、稲作が中心であるが、近年は花卉栽培も行われるなど稲作との複合経営が進められている。しかし、高齢や後継者不在による離農者が多く、農家数は著しく減少している。

(林業)

林業については、林野面積は24,749haで町の総面積の約88%を占め、ほとんどが森林であり国有林が大部分を占めている。

林業従事者の減少や林家の後継者不在など、民有林では間伐等の保育管理も十分に行われていない状況である。

(畜産業)

畜産農家の高齢化・後継者不足に伴い、農家戸数は年々減少している。

地域の特性を活かした活性化を図るため、新たな地域資源の掘り起こしとして、あきた白神めん羊ブランド化事業に取り組み「白神」ブランドの確立に取り組んでいる。

(観光業)

世界自然遺産白神山地は、平成30年度に遺産登録されて25周年を迎える。

これを契機とした遺産地域と里山をつなぐ観光ルートの確立を目指すとともに、環境教育を軸とした交流型・体験型プログラムの構築と人材育成に取り組んでいる。

(製造業)

工業統計調査（2014年調査）によると、町の製造業は6社営まれているものの年々事業所が減ってきている。製品出荷額も約31,437万円と2012年調査と比較すると半減している。

(農林水産販売業)

町内の2箇所の直売所（白神街道ふじさと・森のえき）において、地元の農産物や加工品等を販売している。町外からの来訪者もあるが、品揃えや量が十分でない。

(2) 藤里町の産業振興を図る上での課題

[農業関連]

- 山間部では遊休農地が増加し、生産体制が脆弱化しているとともに、農業人口における高齢化率は大幅に上昇し、自営農業者の担い手の確保・育成が課題である。

担い手への経営農地の面的集積を進め、農作業の効率化を図ることで、更なる担い手の育成や確保に努め、経営発展を進めることが必要である。あわせて集落営農を基礎とした

農事組合法人の組織化と企業の農業参入を促進して農業の活性化を図り、遊休農地の発生を抑制し、農業生産を継続していくことが必要である。

[林業関連]

- ・ 本町の林家戸数（1ha 以上）は 223 戸で、林業就業人口は国有林を含めて、昭和 60 年 228 人、平成 7 年 126 人、平成 12 年 82 人、平成 20 年 64 人、平成 26 年 43 人と大きく減少を続けている。

森林資源整備の基盤となる林道は 65,810m、作業道が 87,922m 整備されている。

主伐 30 カ年計画のもと、平成 14 年からは売払い収入を下水道普及促進事業の費用に充ててきた。

今後は、主伐計画の見直しとともに、健全で良質な森林資源の維持を図り、作業道等路網の整備と計画的な造林と保育の促進及び林業従事者の育成・就業支援等雇用の場の確保等を行う必要がある。

[畜産業関連]

- ・ 畜産農家の高齢化・後継者不足に伴う畜産業後継者の確保・育成や、優良血統牛の生産販売による経営強化が課題になっている。そのため、新規就農者の確保と育成を行う必要がある。また、優良後継牛の確保の推進、増頭支援により個々の経営規模拡大を図るとともに、地域全体で飼養頭数の拡大を図ることが必要である。

白神めん羊ブランド化事業については、地域ブランドとして確立するため、独自のブランド認証基準と責任機関の設置、認証ロゴマークの作成の検討など、他地域の商品との差別化を図っていく必要がある。

また、現地でしか食することのできない最高品質のラム肉の提供など、観光振興の視点も交えた来訪者の増加を図るための取組の検討も必要である。

[農林水産物等販売業関連]

- ・ 農産物等の加工、調理施設等の整備を充実することにより、販路の拡大を一層推進し雇用の拡大につなげる。

また、市場のニーズを的確に捉えた新たな発想での農産加工品の開発や販路の開拓を推進するとともに、人材の育成に努める必要がある。

[6次産業化関係関連]

- ・ 農業は近年、農産物の価格低迷により生産者の所得は減少し、生産意欲の減退を招くとともに後継者不足や規模縮小につながっている。このため、農産物の生産から加工、販売まで行う 6 次産業化に取り組むことにより、「規格外品の有効利用」や「販路の多様化」等、生産者の所得増や雇用の確保につなげていく必要がある。また、特産品の開発や販路開拓、農産物の生産に伴う加工販売施設や設備の整備等にかかる支援を行う必要がある。

[その他]

- ・ 未利用・低利用の森林資源（間伐材等）の活用が課題となっており、推進方策の調査・検討、施設・設備の整備等を行う必要がある。
- ・ 域内の事業者の後継者の不在などによる廃業への移行など、事業承継等の支援に取り組む必要がある。
- ・ 域内の事業者の設備投資を促進するための、租税特別措置及び不均一課税の活用を検討する必要がある。
- ・ 産業振興に資する人材や地域づくりを推進する人材の育成に取り組む必要がある。

IV. 産業振興施策促進地域において振興すべき業種

農業、林業、木材産業、畜産業、観光業、製造業、農林水産物等販売業

V. IVの業種を振興するために行う取組の内容及び関係団体との役割分担等に関する事項

○藤里町

- ・ 農業生産基盤の整備
- ・ 農地中間管理機構の活用の推進
- ・ 新規就農者への支援
- ・ 鳥獣被害の防止への支援
- ・ 補助金等交付財産活用事業の推進
- ・ 作業道等路網の整備
- ・ 間伐等の森林整備の推進
- ・ 造林事業の推進
- ・ 未利用・低利用森林資源（間伐材等）の利活用の推進
- ・ 各種畜産業への支援
- ・ 低利の融資制度の情報提供
- ・ 林業従事者の育成・就業支援
- ・ 設備投資を促進するための租税特別措置及び地方税の不均一課税の活用検討
- ・ 山村活性化支援交付金の活用の推進
- ・ 産業振興のための各種補助事業の利用促進
- ・ 6次産業化への支援

○秋田県

- ・ 農業生産基盤の整備
- ・ 農地中間管理機構の活用の推進
- ・ 新規就農者への支援

- ・ 鳥獣被害の防止への支援
- ・ 林道・作業道の整備
- ・ 間伐等の森林整備の推進
- ・ 林業従事者の育成・就農支援
- ・ 造林事業の推進
- ・ 未利用・低利用森林資源（間伐材等）の利活用の推進
- ・ 低利の融資制度の情報提供
- ・ 設備投資を促進するための租税特別措置及び地方税の不均一課税の活用検討
- ・ 産業振興のための各種補助事業の利用促進
- ・ 林業・木材産業改善資金の貸付
- ・ 6次産業化への支援

○藤里町商工会

- ・ 研修等による人材育成
- ・ 経営相談への対応
- ・ 当該地域の PR 活動の強化

○あきた白神農業協同組合

- ・ 研修等による人材育成
- ・ 農林水産物等販売業の推進のための推進体制の整備・販売促進活動の強化
- ・ 各農家への営農指導
- ・ 農産物のブランド化に向けた販売促進活動の強化

○白神森林組合

- ・ 作業道等路網の整備
- ・ 間伐等の森林整備の実施
- ・ 林業従事者の育成・就業支援
- ・ 造林事業の実施

○関係機関が連携して実施する取組

- ・ 6次産業化の推進体制の整備・販売促進活動の強化
- ・ 未利用・低利用の森林資源の活用に向けた推進方策の調査・検討
- ・ 関係機関との情報共有の推進

VI. 産業振興施策促進事項の目標

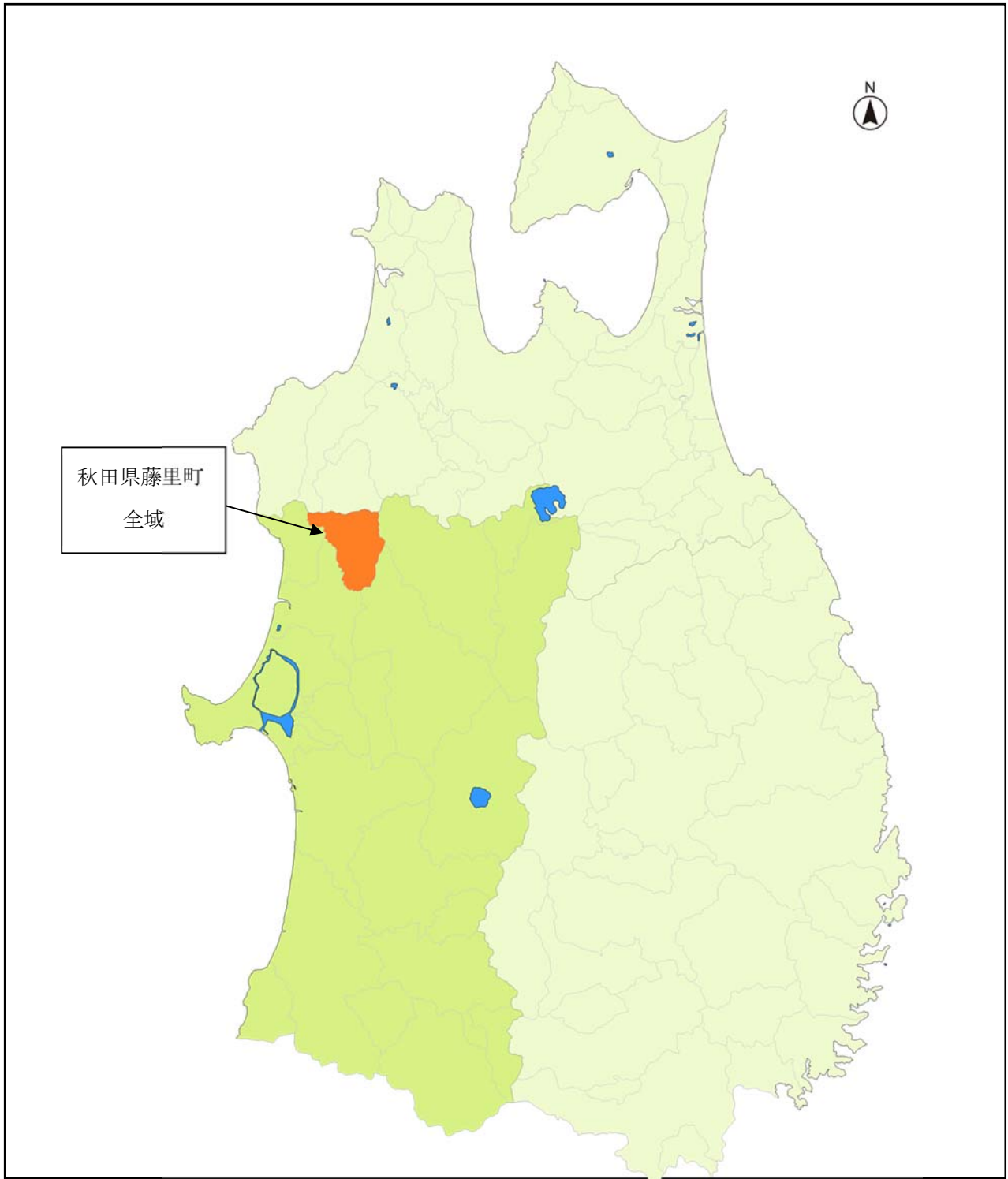
産業振興施策促進期間の終期までの目標は以下の通り。

	地域資源を活用する 製造業	農林水産物等販売業
新規設備投資件数 (投資額)	1件 (500万円)	1件 (500万円)
新規雇用数	1人	1人
租税特別措置の適用件数 (適用額)	1件 (60万円)	1件 (60万円)
不均一課税の適用件数 (適用額)	1件 (9万円)	1件 (9万円)

なお、これらの実績については、租税特別措置の適用実績や、町内の事業者への聞き取り調査等により把握するとともに、産業振興施策促進期間の最終年度の翌年度にホームページ等を利用し、達成状況等の評価を公表することとする。

藤里町産業振興施策促進区域位置図

促進区域：秋田県山本郡藤里町の全域



藤里町産業振興施策促進事項 工程表

事業		H30年度 (2018年度)	H31年度 (2019年度)	H32年度 (2020年度)	H33年度 (2021年度)	H34年度 (2022年度)
振興すべき 業種の振興 を促進する ために行う 事業	①租税特別措置の 活用推進					
	事業者による措置の活用					
	②地方税の不均一 課税の活用推進					
事業者による措置の活用						

①：産業振興施策促進事項をとりまとめ、租税特別措置の活用を推進する。

②：固定資産税（町）に係る不均一課税の活用を推進する。